

議案第20号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年 2月15日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める。

別表中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に、「第7条第8号」を「第7条第9号」に、「第7条第9号」を「第7条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。